

【概要版】  
(案)

第8期  
介護保険事業計画・高齢者福祉計画

安心・いきいきプラン松本

計画期間：2021年度～2023年度

松本市



# 計画の全体像

## 第1編 計画策定の基本的な考え方

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 高齢者を取り巻く状況と将来の見通し
- 第3章 計画の基本理念・基本目標・基本方針
- 第4章 日常生活圏域の設定
- 第5章 施策の体系

## 第2編 高齢者がいきいきと暮らせるために

- 第1章 誰もが住みやすいまちづくりの推進
- 第2章 つながり・助け合いの仕組みづくり
- 第3章 生きがいつくりの推進

## 第3編 高齢者が安心して暮らせるために

- 第1章 介護予防・健康づくりの推進
- 第2章 認知症施策の総合的な推進
- 第3章 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進

## 第4編 サービスを円滑に提供するために

- 第1章 2040年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
- 第2章 安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
- 第3章 計画推進体制の整備
- 第4章 介護保険サービスの見込み量
- 第5章 財源構成と介護保険料

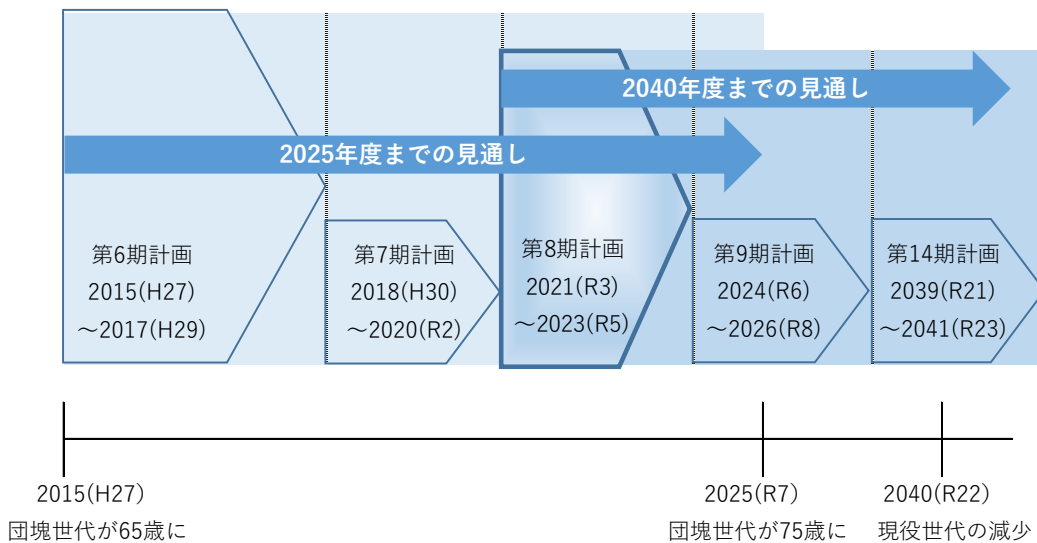
# 第1編 計画策定の基本的な考え方

## 第1章 計画策定にあたって

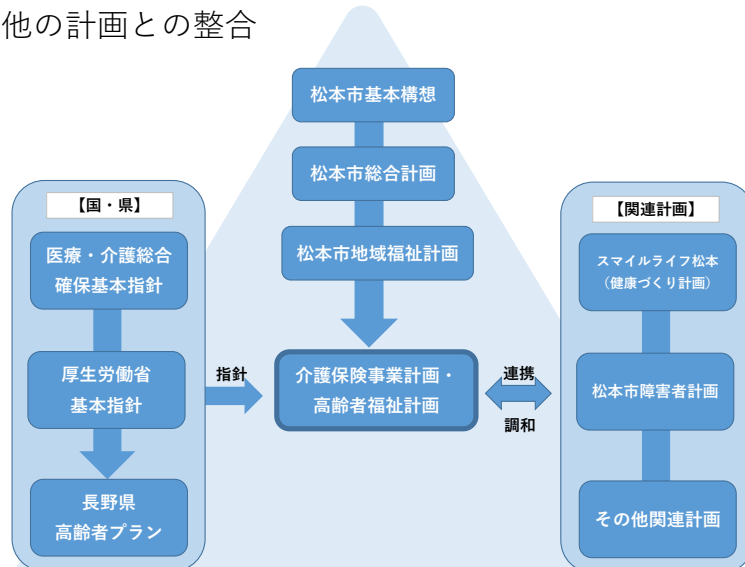
### 第1節 計画策定の趣旨（第2節 計画の性格）

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、第6期及び7期計画の取組みをさらに推進していく計画とします。

### 第3節 計画策定の期間



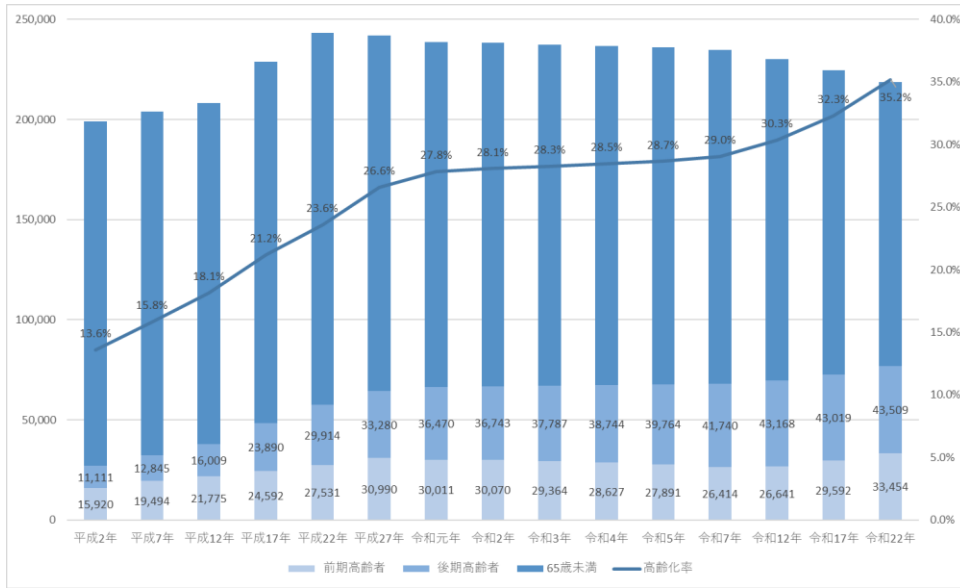
### 第4節 他の計画との整合



# 第1編 計画策定の基本的な考え方

## 第2章 高齢者を取り巻く状況と将来の見通し

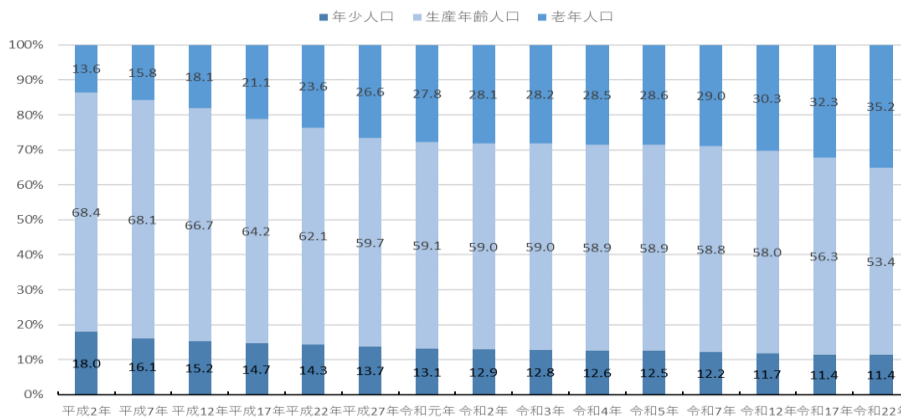
本市の人口は平成14年頃をピークに減少し続けています。平成27年に「団塊の世代」が65歳以上の高齢期を迎え、令和7年（2025年）には75歳以上の後期高齢者となります。また、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が65歳を迎えます。超少子高齢人口減少型の傾向は今後も継続すると推計されています。



区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	199,191	204,129	208,299	228,747	243,322	241,890	238,835	238,244	237,536	236,828	236,121	234,703	230,071	224,751	218,756
高齢者人口	27,031	32,339	37,784	48,482	57,445	64,270	66,481	66,896	67,151	67,401	67,655	68,154	69,809	72,611	76,963
前期高齢者	15,920	19,494	21,775	24,592	27,531	30,990	30,011	30,100	29,364	28,627	27,891	26,414	26,641	29,592	33,454
後期高齢者	11,111	12,845	16,009	23,890	29,914	33,280	36,470	36,796	37,787	38,744	39,764	41,740	43,168	43,019	43,509
高齢化率	13.6%	15.8%	18.1%	21.2%	23.6%	26.6%	27.8%	28.1%	28.3%	28.5%	28.7%	29.0%	30.3%	32.3%	35.2%

### 住民登録人口推計

※平成17年～令和2年：10月1日登録人口（市統計）、平成2年～平成12年：1月1日登録人口（市統計）  
 ※令和3年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来伸び率を基に推計



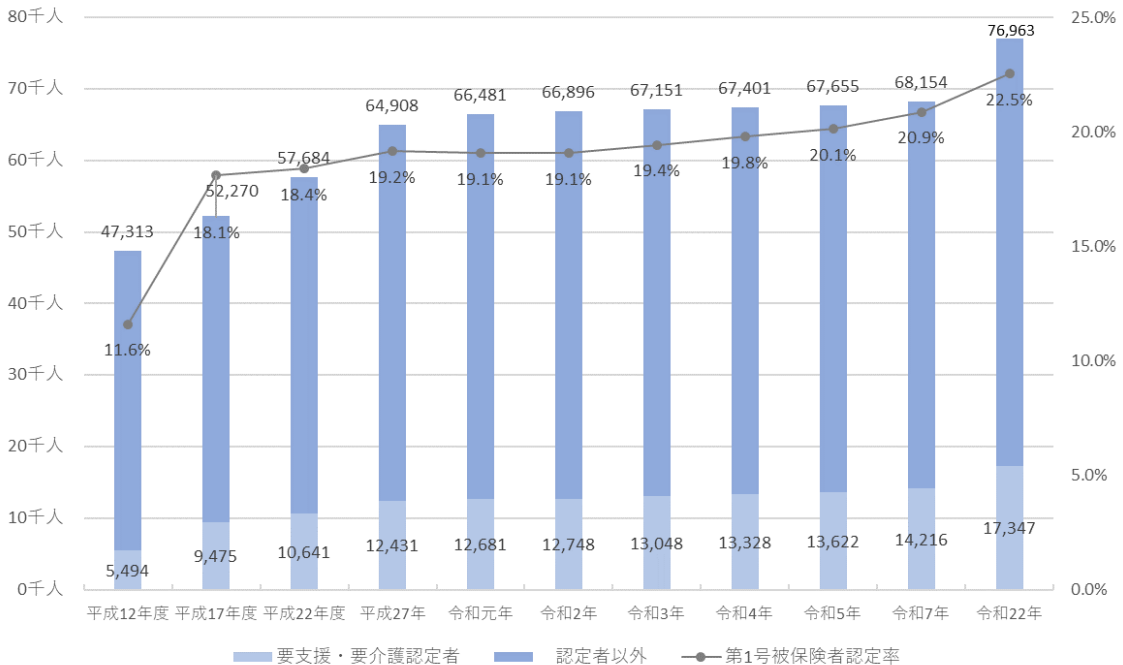
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
年少人口	18.0	16.1	15.2	14.7	14.3	13.7	13.1	12.9	12.8	12.6	12.5	12.2	11.7	11.4	11.4
生産年齢人口	68.4	68.1	66.7	64.2	62.1	59.7	59.1	59.0	59.0	58.9	58.9	58.8	58.0	56.3	53.4
老年人口	13.6	15.8	18.1	21.1	23.6	26.6	27.8	28.1	28.2	28.5	28.6	29.0	30.3	32.3	35.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

# 第1編 計画策定の基本的な考え方

## 第2章 高齢者を取り巻く状況と将来の見通し

介護保険制度が始まった平成12年に4万7千人だった第1号被保険者（65歳以上）は、令和22年には7万6千人と1.6倍になる見込みです。

今後も高齢者人口の伸びに比例して、要支援・要介護認定者も増加していく見込みで、平成12年に5千400人の認定率11.6%から令和22年には1万7千347人の22.5%の推計となっています。



区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援・要介護認定者	5,494	9,475	10,641	12,431	12,681	12,748	13,048	13,328	13,622	14,216	17,347
認定者以外	41,819	42,795	47,043	52,477	53,800	54,148	54,103	54,073	54,033	53,938	59,616
第1号被保険者	47,313	52,270	57,684	64,908	66,481	66,896	67,151	67,401	67,655	68,154	76,963
第1号被保険者認定率	11.6%	18.1%	18.4%	19.2%	19.1%	19.1%	19.4%	19.8%	20.1%	20.9%	22.5%

(単位：人)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援・要介護認定者	10,641	12,431	12,700	12,748	13,048	13,328	13,622	14,216	17,347
要支援1	861	1,311	1,418	1,480	1,510	1,537	1,565	1,625	1,841
要支援2	1,557	2,168	2,520	2,520	2,571	2,622	2,672	2,777	3,284
要介護1	1,663	2,052	2,037	2,091	2,139	2,183	2,229	2,326	2,795
要介護2	2,153	2,300	2,284	2,264	2,320	2,374	2,430	2,541	3,147
要介護3	1,558	1,802	1,630	1,653	1,696	1,737	1,780	1,865	2,366
要介護4	1,440	1,551	1,536	1,549	1,591	1,629	1,672	1,753	2,260
要介護5	1,409	1,247	1,275	1,191	1,221	1,246	1,274	1,329	1,654

※厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報値）」令和元年度は3月報。令和2年度は10月報。

※令和3年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来伸び率を基に推計

# 第1編 計画策定の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本理念・基本目標・基本方針

### 基本理念

#### 一人ひとりが自分らしく生き、支えあうまち

松本市は  
高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、さらに、地域でつながるすべての関係者が「お互いさま」の精神で支えあう地域福祉づくりを進めます。そして、松本市に暮らしてよかったと誰もが実感できる「一人ひとりが自分らしく生き、支えあうまち」を目指します。

#### 基本目標

共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける街づくりを進めます。

心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。

健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。

2040年を見据え、安心して介護できる環境づくりを進めます。

重点

課題  
基本方針  
等

総人口減→高齢者増・支え手の減  
地域包括ケアシステムの推進・深化、災害・感染症対策 等

生きがいづくり  
介護予防・健康づくりの推進

認知症施策の  
総合的な推進

2040年を見据えた基盤  
整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）

災害や感染症  
対策に係る体制整備

### 地域包括ケアシステムの推進・地域共生社会の実現

令和22年を見据えた「地域包括ケアシステムの強化・地域共生社会の実現」に向け、日本全体として高齢化の問題が深刻化していることから、『地域包括ケアシステムの深化・推進』、『介護保険制度の持続可能性の確保』の2つを大きな柱として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立しました。

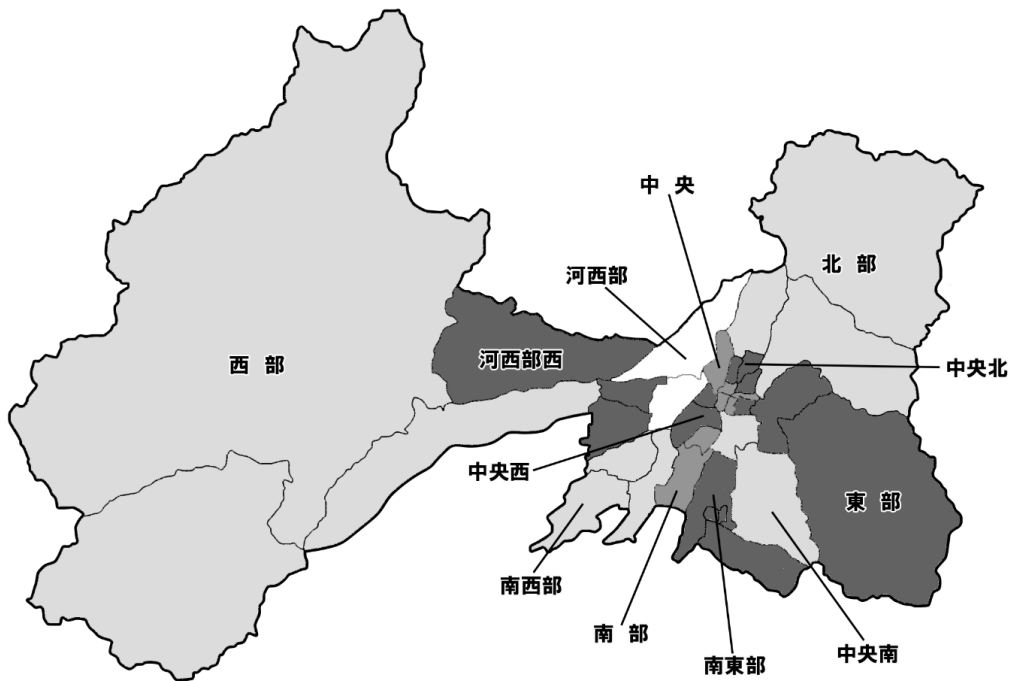
『地域包括ケアシステムの深化・推進』に向けては、自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組等を進め、『介護保険制度の持続可能性の確保』に向けては、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化する必要があります。

# 第1編 計画策定の基本的な考え方

## 第4章 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、「地域包括ケアシステムを構築すること」を念頭において定めることとされています。

本市の介護保険上では、35地区について、地理的条件、交通、都市機能の集積、高齢者人口、日常生活上の交流範囲等の諸条件を踏まえ、12の日常生活圏域を設定しています。



圏域名	行政区		
1	北部	岡田地区	本郷地区 四賀地区
2	東部	第3地区	里山辺地区 入山辺地区
3	中央	第1地区	中央地区 白板地区 第2地区 東部地区
4	中央北	城北地区	城東地区 安原地区
5	中央南	庄内地区	中山地区
6	中央西	田川地区	鎌田地区
7	南東部	寿地区	寿台地区 内田地区 松原地区
8	南部	松南地区	芳川地区
9	南西部	神林地区	笹賀地区 今井地区
10	河西部	島内地区	島立地区
11	河西部西	新村地区	和田地区 梓川地区
12	西部	安曇地区	奈川地区 波田地区



# 第1編 計画策定の基本的な考え方

## 第5章 施策の体系

一人ひとりが自分らしく生き、支えあうまち

地域包括ケアシステムの推進・地域共生社会の実現

高齢者がいきいきと暮らせるために

高齢者が安心して暮らせるために

サービスを円滑に提供するために

### 基本目標

共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける街づくりを進めます。

健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援を進めます。

心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供を進めます。

2040年を見据え、安心して介護できる環境づくりを進めます。

### 基本方針（章）

誰もが住みやすいまちづくりの推進

つながり合い・助け合いの仕組みづくり

生きがいづくりの推進

介護予防・健康づくりの推進

認知症施策の総合的な推進

切れ目のない在宅医療と介護の連携推進

2040年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）

安心して介護サービスが受けられるための環境づくり

計画推進体制の整備

介護保険サービスの見込み量

財源構成と介護保険料

# 施策区分 (節)

# 主な事業

安定的な住まいと足の確保	地域主導型公共交通事業、高齢者住宅等整備事業、介護保険による住宅改修事業、有償運送運営協議会、福祉100バス等
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	公共案内サインのユニバーサルデザイン化、鉄道駅のバリアフリー化整備等整備事業、波打ち歩道の改修事業、信州パーキングパーミット制度等
地域課題の解決に向けた組織体制の強化	地域づくりセンター体制との連携、地域包括ケア協議会、地域ケア会議、地区支援企画会議、地域包括支援センター・地区生活支援員、協議体の設置、地域共生社会の実現に向けた取組み等
見守り体制の推進	訪問給食サービス事業、緊急通報装置設置事業、高齢者向け交通安全教室、自主防災組織防災活動支援補助制度、救急医療情報キット支給事業、松本市地域見守りネットワーク事業等
相談体制の強化	民生委員・児童委員及び主任児童委員・町会との連携・消費者被害の防止、自立相談支援事業（生活困窮相談）、地域包括支援センター、地区生活支援員配置、認知症相談窓口の周知等
低所得者への支援	成年後見制度利用支援事業、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業、自立相談支援事業（生活困窮相談）、家庭介護用品支給事業等
権利擁護・虐待防止の体制強化	相談体制の強化、長野県弁護士会との連携、虐待対応の体制強化、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク、消費者被害の防止、自立相談支援事業（生活困窮相談）、日常生活自立支援事業、成年後見支援センターとの連携、成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク、成年後見制度のチーム支援、市民後見人の担い手養成等
社会参加や生きがいづくりの推進	生涯現役促進事業、老人福祉センター、福祉100バス、高齢者クラブ、プラチナ大学、公民館活動、市民活動サポートセンター等
住民主体の助け合いづくりの推進	地域福祉推進交付金、人材育成講座の開催、生活支援コーディネーターと協議体等
自ら楽しむ介護予防や健康づくりに参加する体制の推進	特定健診、健康づくり事業（百歳体操）、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、熟年体育大学、プラチナ大学、国保スポーツジム支援、松本市立病院アンチエイジングプロジェクト等
介護予防・生活支援サービスと地域資源を活用した自立支援の強化	介護予防・生活支援サービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業、地域ケア会議の実施等
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター運営協議会、弁護士会との連携、PDCAサイクルによる効果的な運営等
認知症の共生と予防の推進	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターの活動促進（ステップアップ講座）、認知症初期集中支援チーム、認知症思いやり相談、認知症地域支援推進員、若年性認知症施策、認知症サポーター等をつなげる仕組み（チームオレンジ）、認知症カフェの開設・運営支援、徘徊高齢者家族支援サービス事業等
在宅医療・介護の連携推進	医療介護資源マップ、在宅医療・介護連携委員会、入退院連携ルールと多職種連携シート等の活用による情報共有、人生会議・松本市版リビングウィル（事前指示書）の周知啓発、地域住民への普及啓発、等
介護者支援の推進	認知症カフェの開設・運営支援、福祉用具等リユースあっせん事業、緊急ショートステイ、徘徊探知機貸与事業等
施設・居住系サービスの整備	介護保険施設の整備、介護保険外サービスの整備等
地域密着型サービスの整備	地域密着型サービスの公募による事業者の指定、地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映、リハビリテーションサービス提供体制等
サービス提供体制の確保	生涯現役促進事業、ハローワークとの連携等
介護人材の確保と育成	出前講座の実施、介護サービス事業者情報の提供等
積極的な情報提供の実施	ケアプラン点検、指定居宅介護支援事業者の指定、包括的・継続的ケアマネジメント、個別地域ケア会議等
介護支援専門員への支援と連携	要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検等
介護給付適正化	介護保険派遣相談員の派遣、各サービス事業者との連携、国民健康保険団体連合会（国保連合会）との連携等
苦情処理体制の充実	介護110番、相談体制の充実、相談窓口の周知、地域包括支援センターの支援体制確保等
相談体制の充実	応援職員のパイプライン体制の構築、災害発生時や感染症発生時の介護施設等での対応にかかわる研修等の開催、福祉避難所・避難訓練等の実施、避難行動要避難者名簿等
災害や感染症対策に係る体制整備	健康づくり推進員、体力づくりサポーター等との連携、地区支援企画会議等
事業者、関係機関等との連携の強化	松本市社会福祉審議会（仮称）、地域包括支援センター運営協議会等
市民参加による施策の推進	地域包括ケア庁内推進会議等
市の推進体制の連携強化	
介護保険サービス事業量の見込み	
介護保険サービス費用の見込み	
地域支援事業の事業量の見込み	
地域支援事業の費用の見込み	
財源構成と財政推進	
第1号被保険者の介護保険料	

# 施設整備の予定

介護保険サービス基盤整備と方向性について、2040年頃まで高齢者人口は増加すると見込まれることから、今後も施設の需要は高まるものと推測されます。国の方針で示されている「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス基盤整備の推進を踏まえ、本市においては、県内他市町村や全国と比較して施設数の少ない介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）について、待機者の解消及び低負担で入所できる受け皿確保のため、整備します。その他の地域密着型サービスは、認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対応型共同生活介護の整備及び在宅介護推進のため、看護小規模多機能型居宅介護の整備を行います。

また、施設整備にあたって、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を考慮します。

第8期計画中の施設整備においては、上記及び高齢者実態調査や参入意向調査等を踏まえ、下表のとおり計画します。

なお、広域型の施設は、長野県及び松本圏域の関係市村と連携して整備します。

## 施設・居住系サービス（広域型）

（単位：床）

区分	令和2年度末 (R2年10月1日現)	令和3年度 整備数	令和4年度 整備数	令和5年度 整備数	令和5年度末
介護老人福祉施設	742	40	0	0	782
介護老人保健施設	686	0	0	0	686
介護療養型医療施設	0	—	—	—	—
介護医療院	98	0	0	0	98
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	234	0	0	0	234
特定施設入居者生活介護(混合型)	403	0	0	0	403

## 地域密着型サービス

7期まですべて公募制としていましたが、より参入しやすい環境とするため、一部の訪問・通所系サービスについては随時募集としました。

サービス名	令和2年度末 (R2年10月1日現在)		令和3年度 整備数		令和4年度 整備数		令和5年度 整備数		整備目標最大値(○)は目標値	備考
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	—	—	—	—	—	—	整備目標値等は、設定しません。事業予定者は公募せず、指定申請は随時受け付けます。
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—	—	—	—	—	—	整備目標値等は、設定しません。指定申請は、随時受け付けます。
地域密着型通所介護	45	611	—	—	—	—	—	(81)	—	整備目標値を設定します。指定申請は、随時受け付けます。
認知症対応型通所介護	10	98	—	—	—	—	—	—	—	整備目標値等は、設定しません。指定申請は、随時受け付けます。
小規模多機能型居宅介護	7	179	0	0	0	0	0	0	(0)	市町村指定区域を定め、整備目標値を設定し、公募により事業予定者を決定します。
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1	29	1	29	(58)	市町村指定区域を定め、整備目標値を設定し、公募により事業予定者を決定します。
認知症対応型共同生活介護	21	324	0	0	0	0	1	18	18	施設数及び定員は、整備目標最大値です。事業予定者は、公募により募集します。
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	131	0	0	0	0	0	0	0	施設数及び定員は、整備目標最大値です。事業予定者は、公募により募集します。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	116	0	0	1	29	0	0	29	施設数及び定員は、整備目標最大値です。事業予定者は、公募により募集します。

※整備目標値は、総量規制の対象となる値ではありません。

※整備目標最大値は、総量規制の対象となる値で、その範囲内で事業者募集（公募）への応募が可能です。

※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の指定申請等については、この表の限りではありません。ただし、指定の可否については、事前協議及び（仮称）松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の意見を聞いたうえで決定します。

※小規模多機能型居宅介護の登録定員の変更については、随時受け付けます。

## サービス見込み量

介護サービス給付費の内訳は、居宅系サービスが約6割、施設系サービスが約3割となっています。

新たな施設整備及び認定者の増加等に伴い、介護サービス給付費は今後も増加していく見込みです。

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R7	R22
介護サービス給付費	21,316,628	21,809,030	22,384,735	23,620,545	29,238,264
在宅サービス・居住系	13,767,258	14,345,488	14,798,135	15,103,320	18,741,541
施設系	6,468,318	6,471,906	6,573,433	7,460,563	9,213,513
その他（高額介護サービス費等）	1,081,052	991,636	1,013,167	1,056,662	1,283,210
伸び率（前年比）	-	2.3%	2.6%	5.5%	23.8%
地域支援事業費	1,367,540	1,441,810	1,469,570	1,518,508	1,610,500
介護予防日常生活支援総合事業費	884,520	907,870	935,200	981,398	1,022,590
包括的支援事業費・任意事業費	483,020	533,940	534,370	537,110	587,910

## 介護保険料見込み

第7期までの介護保険料額の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 (H30-R2)
基準額（月額）	2,406円	3,250円	4,590円	4,540円	5,439円	5,694円	5,890円
基準額（年額）	28,880円	39,000円	55,080円	54,480円	65,270円	68,330円	70,680円
伸び率		35.0%	41.2%	△1.1%	19.8%	4.7%	3.4%

第8期保険給付費の財源構成

	国負担金	財政調整 交付金	県負担金	市繰入金	第1号 保険料	第2号 保険料	合計
居宅給付費	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%	100.0%
施設等給付費	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%	23.0%	27.0%	100.0%

第1号被保険者介護保険料の算定方法

$$\left[ \begin{array}{l} (\text{保険給付費} \times 23\%) \\ + (\text{地域支援事業費} \times 23\%) \\ - (\text{介護給付準備基金繰入額}) \\ - (\text{財政調整交付金}) \end{array} \right] \div \text{第1号被保険者数} \div 12\text{カ月} \div \text{保険料基準月額}$$

介護保険料の基準月額は、**5,890円程度**を見込んでいます。

## 保険料段階の設定

被保険者の負担能力には差があるため介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階的に振り分けを行った上で保険料を定めています。

第8期計画においては、国の示す標準的な所得段階に変更がないことから、第7期同様の11段階としました。

段階	対象者	料率	年額（円）
第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が住民税非課税の方、又は世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	0.50 (0.30)	35,340 (21,200)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.70 (0.50)	49,470 (35,340)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	0.75 (0.7)	53,010 (49,470)
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	63,610
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	1.00	70,680
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	81,280
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 <u>210</u> 万円未満の方	1.25	88,350
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が <u>210</u> 万円以上 <u>320</u> 万円未満の方	1.45	102,480
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が <u>320</u> 万円以上 <u>430</u> 万円未満の方	1.60	113,080
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が <u>430</u> 万円以上 <u>840</u> 万円未満の方	1.80	127,220
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得が <u>840</u> 万円以上の方	1.90	134,290